

第4期障害福祉計画の策定に向けて

障害者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、第4期障害福祉計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

① 「障害者総合支援法」の施行

障害者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。また、これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障害児への支援も強化されています。

“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

② 「障害者基本法」の一部改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

※障害者の定義：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうものとする。



※それまでの定義：身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

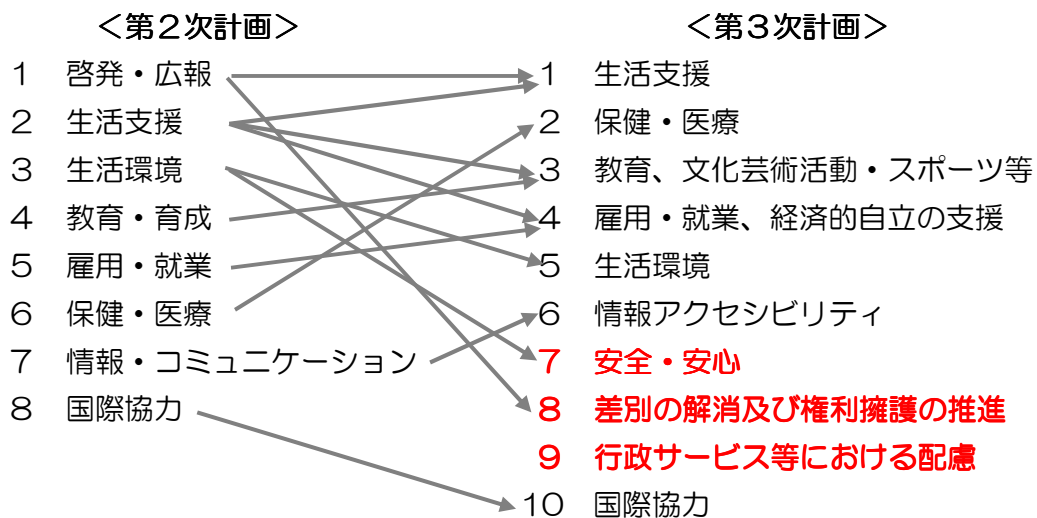
③ 「障害者差別解消法」が成立

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、障害者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。施行は一部の附則を除き、平成28年4月1日となっています。

④ 「障害者基本計画（第3次）」の策定

「障害者基本法」に基づく計画として、国における障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定されました。この計画は平成25年度から平成29年度までの、おおむね5年間を計画期間としています。

この計画の内容について、基本原則として、「(1) 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）」「(2) 差別の禁止（障害者基本法第4条）」「(3) 国際的協調（障害者基本法第5条）」の3点が新たに記載されるとともに、分野別施策の基本的な方向について、第2次計画の8から10に変わっています。



■障害者基本計画（第3次）の分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- (1) 相談支援体制の構築 ★
- (2) 在宅サービス等の充実
- (3) 障害児支援の充実 ★
- (4) サービスの質の向上等
- (5) 人材の育成・確保
- (6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉サービス等の段階的な検討 ★

2 保健・医療

- (1) 保健・医療の充実等
- (2) 精神保健・医療の提供等
- (3) 研究開発の推進
- (4) 人材の育成・確保
- (5) 難病に関する施策の推進 ★
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- (1) インクルーシブ教育システムの構築 ★
- (2) 教育環境の整備 ★
- (3) 高等教育における支援の推進 ★
- (4) 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ★

インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 障害者雇用の促進
- (2) 総合的な就労支援
- (3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 ★
- (4) 福祉的就労の底上げ ★
- (5) 経済的自立の支援 ★

5 生活環境

- (1) 住宅の確保
- (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 ★

6 情報アクセシビリティ

- (1) 情報通信におけるアクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実 ★
- (4) 行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災からの復興
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 ★

8 差別の解消及び権利擁護の推進 ★

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮 ★

- (1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 司法手続等における配慮等
- (4) 国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- (1) 国際的な取組への参加
- (2) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (3) 国際的な情報発信等
- (4) 障害者等の国際交流の推進

※★は今回新たに設定している項目及び分野を変更した項目

また、第4期障害福祉計画に関して、障害者総合支援法では「**障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情**」を正確に把握した上でこれらの事情を勘案し、計画を策定するように求めています（努力義務）。

これを受けて、国は平成26年3月に「**障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル**」を示しました。ただし、実態調査に関する内容については、調査実施上のポイントや調査票のひな型、全国の自治体における調査事例等の記載にとどまり、詳細な実施内容については市町村の判断に委ねられています。

第4期障害福祉計画の策定にあたり、このような動向とともに、国の基本指針（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）や障害保健福祉関係主管課長会議資料などから、計画の策定にあたって想定される課題、留意点などを概括すると次のような内容が考えられます。

■計画策定にあたって想定される課題、留意点など

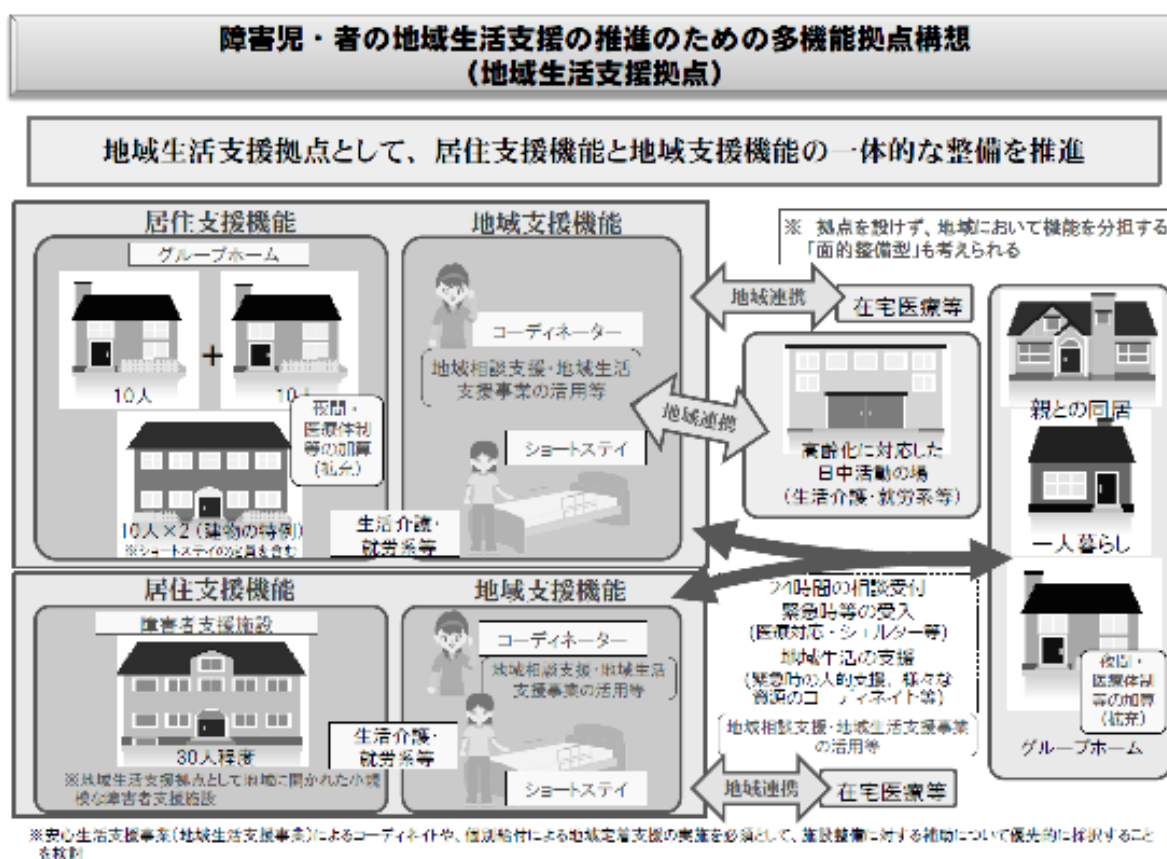
① 相談支援体制のさらなる充実

- サービス等利用計画の作成について、平成26年度中に利用者全員の作成が求められているところですが、市町村の多くは重度障害のある人など必要な人については作成が進んでいる一方で、全員の作成までには相談支援スタッフの確保難等により及んでいないのが実情だと思われます。
- 第4期計画では、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援の実施体制の充実が引き続き求められています。

② 地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備

- 第4期計画の成果目標として、「福祉施設から地域生活への移行促進」「精神科病院から地域生活への移行促進」が引き続き掲げられます。内容については、改められるところがありますが、総じてこれまで掲げてきた目標よりハードルが高くなっているものと考えられます。
- 施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要です。
- 今回、新たに「地域生活支援拠点等の整備」が成果目標として加えられましたが、どのような支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）を組み合わせた拠点とするか、事業主体や運営イメージも含めて具体的に検討を重ねていくことが必要となります。

◆地域生活支援拠点のイメージ（障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日）



③ 就労支援体制の強化

- 第4期計画の成果目標「福祉施設から一般就労への移行促進」については、就労移行支援事業の利用者の増加、利用者中の就労移行率を目標として設定することになりました。
- これに対して、日中活動系事業所への利用意向が生活支援と就労継続支援（B型）に集中する現状にあるなかで、施設利用者や施設を利用する前の段階の本人と家族に、いかに一般就労への動機付けを図っていくかが課題となります。
- また、一般就労も含めて、障害のある人の働く場の確保・拡大を進めていくとともに、就労支援体制の充実を図っていくことが望めます。

④ 障害児支援体制の充実

- 第3期障害福祉計画の策定時においては、当時の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障害児を対象とするサービスが児童福祉法に基づくサービスへと位置づけが改められ、計画での記載は市町村により様々な対応が見られました。
- 第4期計画の策定に向けた基本指針案では、児童福祉法に定めるサービス、障害児相談支援の利用児童数を活動指標とする方向としており、障害福祉計画で再び障害児支援に関する内容を取り扱うことになります。
- 今後、発育・発達に課題のある子どもの保護者からの相談ケースも増えていくものと思われますが、庁内連携のもとに障害児支援体制について改めて充実・強化を図っていく必要があります。

⑤ PDCAサイクルの導入

- 障害者総合支援法では、障害福祉計画に掲げた内容、指標等について定期的に調査・分析、評価を行い、必要があると認められるときは期間中であっても計画の変更等を行うこととなりました。
- これに伴い、少なくとも年に1回は計画の進捗状況について整理・分析を行った上で、障害者地域自立支援協議会等において計画変更の必要性について諮ることが求められるものと思われます。

PDCAサイクルのプロセス

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする。
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

